

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年10月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 〆 関東信越（東京）（受）第 2300131 号
厚生局事案番号 〆 関東信越（東京）（国）第 2300018 号

第 1 結論

昭和 59 年 9 月から昭和 60 年 7 月までの請求期間及び昭和 62 年 5 月から平成 12 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 〆 男
基礎年金番号 〆
生 年 月 日 〆 昭和 35 年生
住 所 〆

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 〆 ① 昭和 59 年 9 月から昭和 60 年 7 月まで
② 昭和 62 年 5 月から平成 12 年 1 月まで

私は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 59 年 9 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、納付書により保険料を納付していた。

また、A 市から転居した後、B 市役所、C 市役所及び D 市役所でも加入手続を行い、保険料を定期的に納付しており、年金受給額を増やすため国民年金基金に加入し、保険料を納付していた。

請求期間の国民年金保険料が未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 59 年 9 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、請求者の国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）「*」は、オンライン記録によると、請求者に係る国民年金番号前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得年月日により、平成元年 5 月頃、C 市で払い出されていることが推認できることから、請求者の国民年金の加入手続は同年 5 月頃に初めて行われたと考えられ、請求期間①は当該加入手続時点までは、国民年金に未加入とされていたため、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者の主張のとおり請求期間①の国民年金保険料を納付するには、請求期間①当時、請求者に別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、昭和 59 年 8 月頃から昭和 60 年 11 月頃までの期間に A 市に払い出された国民年金番号について、国民年金手帳記号番号払出簿により、被保険者の氏名を目視にて確認したものの、請求者の氏名は見当たらず、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において

も、上記の国民年金番号以外に別の国民年金番号は見当たらなかった。

さらに、請求期間②について、請求者は、年金額を増やすため、国民年金基金に加入し、保険料を納付していたと主張し、国民年金基金連合会発行の小規模企業共済等掛金払込証明書を提出しているが、同連合会の回答により、請求者に国民年金基金の加入歴はなく、請求者が加入及び保険料を納付していた年金制度は、同連合会を実施機関とする確定拠出年金（個人型年金であり、加入年月日は平成 15 年 3 月 5 日）であることから、当該主張をもって請求期間②の国民年金保険料が納付されていたことを確認することはできない。

加えて、請求者は、請求期間②において、住所地の国民健康保険に加入していたと陳述しているところ、請求者から提出された、請求者が事業主である E 社を支払者とする平成 8 年分給与所得の源泉徴収票には、社会保険料等として 545,640 円と記載されており、当該金額には国民健康保険料が含まれていることになるが、平成 8 年当時の住所地である C 市は、請求者及びその家族の国民健康保険の加入記録は保存期間経過により確認できないと回答している上、請求者が委託していた税理士事務所も資料の保存はないと回答していることから、当該金額に含まれている国民健康保険料額は不明であり、当該源泉徴収票の社会保険料等に国民年金保険料が含まれているか否かを確認することができない。

また、請求者は、過去の未納分をまとめて払った記憶はなく、A 市より転居した B 市、C 市及び D 市においても国民年金の加入手続を行い、定期的に納付書毎に保険料を納付したと思うと主張しているが、納付場所を全く覚えていないと回答している上、請求期間②については、未納期間が 153 月と長期にわたっていることから、同一人に対して、複数の行政機関（A 市、B 市、C 市及び D 市）及び金融機関がこれほど長期間の事務処理を誤ったとは考え難い。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。